

## 補助対象事業及び補助協議単価等

### 1. 補助対象事業

#### (1) 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業

平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の第2の2のアに定める事業

#### (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

「実施要綱」の第2の2のイに定める事業

### 2. 補助協議単価

(1) 補助協議単価等については、それぞれ「実施要綱」の別表に定める交付基準単価に定めるものとする。

(2) 1.(1)の事業については、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要がある。共有部分を有する複合型施設においては、その補助対象面積の算出方法等について、別紙2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」を確認の上、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る確認シート」を活用いただき、適切に補助対象面積を算出されたい。

### 3. 協議対象事業について

協議の対象については、「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象の確認作業について」(別紙2)、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて」(別紙3)に沿って取り扱うこととし、先進的事業計画書(別添1)及び整備計画一覧表(別添3)に正確に記入の上、提出されたい。